

平成18年度 国立大学法人佐賀大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

①高等教育開発センターの役割を見直し、多岐にわたる教育プログラムの開発と高等教育のあり方や教育システム等の改善について積極的に提言を行っていき、より機能的な部門編成を行う。

教養教育の成果に関する具体的方策

①学内開放科目制度の導入、専門科目との連携強化、GPなどで培った実践的教育システムの継続発展に加えて、キャリア教育機能を持たせた教養教育科目を立ち上げるなど、教養教育の改善・充実を進める。

②英語教育を中心に、少人数教育の拡大・充実を進める。

③豊かな教養と実践力を養うための主題科目の量的・質的改善を図るため、新しい分野及び新設を含めたカリキュラムの創設と整備を継続する。

④2キャンパス化にかかる問題、課題を継続して検討し、教養教育実施体制の整備を図る。

⑤問題発見・解決型授業、学生参加型授業、総合型授業等の開講数を増やすため、大学入門科目や主題科目の「地域と文明」分野の充実に加えて、知的財産リテラシー教育科目の開設計画を進める。

⑥主題科目「地域と文明」分野を充実するために、地域の人材情報を大学で把握し、地域と連携した人材活用計画を策定する。

⑦留学生センターに配属予定のネイティブ英語教員を活用し、実践的語学能力向上のためのカリキュラムを作成する。語学自習環境の整備として、LM教室のシステムを更新し、TOEIC・TOEFL等の外部資格試験等を本学で行うことで、学生の語学能力の数値的向上を図る。

⑧アジア諸国との国際交流を重視する本学の方針に基づき、アジア系留学生との交流を深める。

⑨高大連携の仕組みを一層強めるとともに、高等学校教育と教養教育の連携を強化する一環として、リメディアル教育の拡充を図る。

⑩教養教育と専門教育との連続性を強化するため、キャリア教育を含めた教養教育の実施など、カリキュラムの改善を進める。

専門教育の成果に関する具体的方策

①教育目的、講義内容、到達目標及び評価法等を明示し、厳格な成績評価を行うための「成績評価の指針」を策定する。

②教養教育と専門教育との連携を効果的に行うため、専門領域への導入科目に体験実習等を含めた実践的な内容を数多く取り込み、専門領域への移行を円滑にする。

③専門教育において、英語能力の向上を図るため、専門英語学習クラスを開講する。

大学院教育の成果に関する具体的方策

①高度専門職業人を育成するために、少人数クラスによる効果的な修士課程専門教育方法の開発に努め、充実を図る。

②社会人対象のリフレッシュ教育の受け入れ体制を整備し、リフレッシュ教育カリキュラムの充実と、そのシラバスの明示を行う。

③学士と修士の連続性をもったカリキュラム構成と効率的な学習について、継続して検討する。

④博士課程学生の自立的な研究能力と論文作成能力を養うため、個別研究指導を強化し、自主的な研究の立案・遂行を促す。

⑤国際貢献推進室において、各部署等で実施されている国際交流事業（教育・研究）に関する実績及び成果データの集積と発信を行い、国際交流事業を推進・支援する。

⑥国際貢献推進室において、各部署等と連携してデュアル・ディグリー・プログラムの実施に向けての取組みを行う。

卒業後の進路等に関する具体的方策

①J A B E E対象の教育分野においては、受審準備あるいは予定計画を具体的に立て、そのプログラムの導入を積極的に促進する。

②各学部、学科、課程で取得可能な資格を、ガイダンス資料やホームページなどで明示するとともに、資格取得に関連した授業科目等の履修情報を積極的に提供する。

③インターンシップのあり方について再考し、学内で体験できるワークショップ型インターンシップの導入などを検討する。

④卒業生の就職先に関するアンケートや聴き取りによる調査結果を分析し、修学した知識・技術が活かされているかを検証して、就職支援対策及びカリキュラムに反映させる。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

①各学部、学科、課程等において、それぞれの教育目標に応じた達成基準・目標値を設定し、達成度を検証する。

②教育の成果・効果に関するアンケート調査を、在校生、卒業生、就職先などへ範囲を広げるとともに、その結果の集計・解析を進め、教育成果の検証を行う。

③大学院教育において、修業年限内の学位取得や各研究科の教育目的に応じた基準により、教育成果の検証を行う。

④各授業担当教員は、科目ごとに到達目標と成績評価基準を明示して成績判定を行い、その成績分布などの結果から教育の成果・効果の検証を行う。

⑤各学部等は、4年目ごとに実施する科目ごとの到達目標と成績評価基準の見直しに向けて準備を進める。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

学士課程

① 本学に対する高校生の理解を深めるため高大連携を進め、大学説明会の開催、出前講義の実施、高校生に対する模擬授業や開放授業等を継続して実施する。

② 佐賀県教育委員会と本学の連携協定に基づき、高校生が本学に対する理解を深めるための具体的な活動計画を策定、実践する。

③ 各学部等のアドミッションポリシーに基づいた大学入試センター試験の利用や個別学力試験の内容になっているか、学部の入試委員会で検証と改善を進める。

④ 専門分野に関する意欲や能力など、アドミッションポリシーに沿った人物を判定するため、面接における選抜方法の改善・充実を行い、専門分野に関する意欲と能力を工夫して、入学までのプレケアーのあり方を検討する。

⑤ それぞれの選抜方法の効果を検証しながら、推薦入試、3年次編入試験、帰国子女選抜、外国人選抜試験等の多様な入学者選抜試験を継続する。

⑥ AＯ入試の実施とアドミッションセンターに関する他大学の状況調査報告書を参考に、本学独自のAＯ入試制度を構築するため、アドミッションセンターの設置を検討する。

⑦ 入学者の選抜方法と入学後の成績等との関連を継続して調査・分析し、選抜方法の検証に用いる。

大学院課程

① 専門基礎学力、語学力、読解力を確認する専攻別の学力試験を行い、引き続き入試問題を開示（非開示研究科は開示について検討）するとともに、さらにアドミッションポリシーに沿った入試制度を構築する。

② 各研究科の特性に応じて、アドミッションポリシーに沿った推薦入試を実施する。

③ AＯ入試に関する調査結果を参考に、各研究科の特性に応じてAＯ入試導入に関する方針を定め、準備を進める。

入学後の進路変更に関する具体的方策

① 本学の「入学後の進路変更に関する方針」に沿って、各学部で作成した転学部及び転学科に関する内規等について調整・整備し、実行に移す。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

① 本学の教育理念・目的に応じた教養教育の在り方を検証しながら、全学年を通じた教養教育カリキュラムを継続して実施する。

② 教養教育科目との連続性を持たせた4年あるいは6年一貫の専門教育を実施するため、既に1年次から開講している専門教育科目を点検・整備する。

③ 学部、大学院の教育課程を通して、医文理融合型の学際的な教育コース、プログラム等の創設を検討し、可能なところから実施する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

① 全ての授業担当教員がシラバスに開講意図と到達目標を明示することを徹底し、各授業科目の学習目標を明確にする。

② 全学及び各学部等の教育担当委員会において、授業形態や学習指導法等の教育改善を行うシステムの点検とFDを実施し、改善を推進する。

③ 授業の内容及び学習目標に応じて、問題立脚型学習（PBL方式）やインターネット利用授業など、目的に適した授業方法を導入し、教育方法の改善を行う。

④ チューター制度やオフィスアワー等により、授業時間以外の学習指導を推進する。

⑤ 外国人留学生をティーチングアシスタントとして活用する少人数グループ・チュートリアル形式の外国語学習の導入について、引き続き条件整備を行なう。

適切な成績評価等に関する具体的方策

① 大学教育委員会において、厳格な成績評価を行うための指針を作成し、各学部等は指針に基づき、適切な成績評価を実施する。

② 適切な成績評価を推進するため、試験問題、解答例などを授業科目の特性に応じて公開を進める。

③ 各学部でのGPA（Grade Point Average公平評価基準）方式による成績評価の試行を継続し、その運用法や効果について検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

① 教育研究評議会人事部において、各学部教授会に設置した教員配置検討組織の活動状況を検証し、適切な教職員の配置を推進する。

② 各学部教授会、研究科委員会、センター運営委員会において、教員組織編成のための基本方針と、適切な人員配置を行うためのルールを明文化する。

③ 部局等横断的な教育を推進するため、教員等の配置も含めた教育体制づくりを進める。

教育支援者の配置に関する具体的方策

① 技術職員等を教育支援者として教育組織に組み込む方策を検討・実施する。

② 技術職員等の評価項目に、教育支援を取り入れた評価基準を策定し、個人評価を試行する。

③ ティーチングアシスタント（TA）の活動状況調査を毎学期末に実施し、その結果を基に有効な配置と、効果的なTA活動を促すための教育を行い、TA活動を通して大学院生自身の教育効果を高める。

教育環境整備の具体的方策

① 教育関連施設（講義室、実験・実習室、演習室等）の利用状況調査結果に基づき、各学部等が作成した教育関連施設の整理統合、改修・整備計画を、大学全体の整備計画や予算措置を踏まえて年次計画的に実行する。

② 情報機器の利用や語学学習支援等に必要な施設・設備などの整備計画を、予算措置を踏まえて年次計画的に実行する。

③ ネットワークシステム及び情報機器やネットワークを利用できる教室・演習室の整備を推進する。

④ 総合分析実験センターを基盤として、機器の予約を行える有効利用システムを軌道化する。

⑤総合分析実験センターが構築した有効利用システムにより、同センターの学生教育並びに社会的ニーズに対応した活用機能を充実する。

附属図書館活用・整備の具体的方策

①学生用資料をより適切に収集・提供するため、現行の教員推薦、図書館推薦等による整備の基準・方法を見直し、改善する。

②シラバス指定図書を随時推薦できる環境を整備し、優先的に購入する。また、全学生に対して学生希望図書制度の周知を図る。

③メール通信などを通じて積極的に図書館情報の発信を行うとともに、読書奨励・読書案内を推進するための、学生を含むワーキンググループを組織し、各種企画を検討する。

④電子情報の収集管理、貴重資料の収蔵展示など、総合的な環境基盤整備の方針を策定する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

①各学部等は教員の個人評価の実施を通して、各教員の教育活動に関するデータの集積と自己点検評価を実施する。

②新たな「学生による授業評価実施要領」により、原則として全ての授業について、学生による授業評価を行う。

③学部・学科等の教務委員会等において、学生による授業評価、教員の自己点検評価、教育目標達成度などの分析・評価を行い、教育の質及びカリキュラムの改善策を講じるシステムを点検して、それによる教育改善の成果を大学教育委員会に報告する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

①高等教育開発センターにおいて、創造的教材、学習指導法に関する調査・研究を行い、全学的FDにより各授業科目担当教員のスキルアップを図る。

②各学部は、全科目のオンラインシラバスを整備する。

③現代GP「ネット授業の展開」を軸に、インターネット講義を拡充する。

④高等教育開発センターと大学教育委員会が連携して、全学的なFD活動に関する企画・立案を行い、全学的な実施を推進する。また、各学部においては、定期的にFD活動を実施し、充実させる。

⑤各学部のFD実施組織は、大学教育委員会、高等教育開発センターとの連携を密にして全教員のFDへの積極的な参加体制を確立するとともに、FD実施報告書を作成する。

⑥全学及び各学部のFD実施組織において、それぞれの目的に合ったFD研修を定期的実施する。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

①授業科目の特性に応じて、学科等、専攻の枠を越えて、共通の専門基礎科目の開設や共通教科書の使用等による教育体制の効率化を進める。

②学科等、専攻の教育目的に応じたカリキュラム及び教育内容のコア化を推進する。

③研究科横断的に設置されている国際環境科学特別コースの意義を踏まえ、カリキュラム構成と指導体制を充実する。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

①オフィスアワーやチューター制度などを活用して、専門教育における学習相談や進路相談などの学生支援を充実するとともに、進路相談に関しては名誉教授によるシニアチューター制度の導入を検討する。

②現行のオフィスアワー開設要項に基づき、大学全体で実施されているオフィスアワーの実効性、有効性を検証し、改善策を検討する。

③自学自習を行うためのスペース及び情報機器等の附属設備の整備計画を各学部、センターなどで策定し、予算措置を踏まえて実行に移す。

④ティーチングアシスタントの活動状況調査を行い、その結果を基に有効な配置と指導を行う。

⑤効果的なティーチングアシスタント(TA)活動を促すための教育と、TA活動を通して大学院生自身の教育効果を高めるTA指導法を工夫し、実行する。

生活相談、就職・経済支援等に関する具体的方策

①新入生に対するチューター制度を全学部で導入し、大学生生活指導や履修科目の選択指導など、きめ細かな学生支援を行う。

②チューター制度の導入に合わせてチューターマニュアルを作成し、教員の学生支援に役立てる。

③前年度に構築したボランティア支援システムを充実し、ボランティア認定制度や地域との連携により、学生のボランティア活動を推奨・支援する。

④学生懇談会など学生から意見等を聴く機会を拡大し、学生からの要望等を活かした学生支援を推進する。

⑤学生生活実態調査により、学生生活に関する情報を収集・解析し、学生支援を行う。

⑥高大連携推進部門、学生相談支援部門、就職支援部門の3部門からなる学生支援室において、連携をとりながら学生の立場に立った総合的な学生支援を推進する。

⑦学生相談支援部門に設置した「学生なんでも相談窓口」により、あらゆる相談を受け付け、非常勤学生カウンセラーによる対応や外部の機関との連携体制の整備を推進する。

⑧学生相談支援部門にインターカーやカウンセラーを配置し、相談窓口に加えて電子メールや投書による相談手段の拡充と対応体制を充実する。

⑨就職支援部門に各学部から1名の教員配置を行い、就職課と学部(就職担当教員)の有機的な連携により、情報収集源の開拓と情報収集能力を高める。

⑩就職支援セミナーを開催し、企業訪問等の支援を強化する。

⑪ホームページや学生生活課窓口による各種奨学金制度に関する情報提供を充実し、奨学金獲得のための支援を行う。

社会人・留学生・障害者等に対する配慮

①本学に対する社会人学生のニーズ調査を基に、受け入れ環境の整備を推進する。

- ②社会人学生のニーズを参考に、アドミッションポリシーに基づいた社会人受け入れ方法、教育体制を整える。
- ③留学生の生活実態調査結果を基に、留学生宿舎、奨学金の確保、ホームステイ制度の確立、地域との交流の促進等について、地域との連携を深めながら全学的に推進する。
- ④留学生センターと保健管理センターが連携して、チューターマニュアルの実効性の検証やチューター教育を通して留学生に対するチューター制度を充実する。
- ⑤障害のある学生への教育上の適切な配慮（修学コーディネーターや支援者等の配備）及びキャンパス内のバリアフリー化を、支援対象学生の意見も取り入れながら進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ①研究の評価を実施し、基礎的・基盤的研究の継続性・発展性・萌芽性を重視した研究支援を継続して行う。
- ②地域に密着した研究に継続して取り組むとともに、地域の自治体、民間企業・団体の要望等を取り入れた研究を推進するための仕組みを見直し、改善する。
- ③進行中の全学的研究プロジェクトについて中間評価を行い、さらに推進する。
- ④総合研究科設置構想に向けた教育研究基盤の整備並びに指導教員の育成を行う。

大学として重点的に取り組む領域

- ①有明海学、シンクロトロン光、低平地研究、地域医療科学等の研究成果を検証し、さらに推進する。
- ②海洋エネルギー研究センターを、エネルギー問題及び環境問題の解決に寄与する全国の研究者の研究拠点とするため、全国共同利用化を推進する。
- ③国際貢献推進室において、学内の国際協力・国際共同研究に関する情報・データを収集・検証し、本学の国際交流の基本方針のもとに支援、推進する。
- ④国際貢献推進室において、国際協力・国際共同研究に関する本学の取組みを公表し、国際協力・国際共同研究の新たな戦略的推進策を策定・実施する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ①知的財産を一元的に管理するため、佐賀大学産学連携推進機構（仮称）を設置し、研究成果等をデータベース化する。
- ②国あるいは地方自治体等の各種審議会・委員会などへ積極的に参加し、実績をデータとして集積する。
- ③科学技術相談や法律相談、研究会の開催等の広報を強化することにより、これによる地域との交流を推進する。
- ④科学技術共同開発センター、知的財産管理室、佐賀大学TLOを、密接な連携が図れる統一組織に再構築し、地域産業や民間企業の振興・支援と、産業界及び地域社会への技術移転を円滑に進める。
- ⑤学会、協会及び地方自治体の調査活動に協力する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ①教育研究評議会研究推進部会において、各部局等が定めた研究水準の妥当性を審議し、それを基に作成した研究成果の検証基準により研究成果を検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究体制整備の具体的方法

- ①全学的に取り組む重点研究の中間評価に基づき、必要に応じた研究体制の改善策を講じるとともに、本学が目指す重点研究の方向性を基に、各部局等の研究体制の整備を進める。
- ②将来性のある研究者・研究チームの重点育成・支援計画により、育成・支援する。

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ①全学的重点研究プロジェクトに対して、研究者の配置を柔軟に行う。
- ②「佐賀大学教員人事の方針」に沿った選考が行われているかを検証し、適切な教員配置を推進する。
- ③プロジェクト型研究組織等において、博士研究員制度並びに任期制を一部導入し、研究組織の柔軟性と活性化を図る。
- ④本学が目指す研究の方向性に沿って、将来性のある研究分野に関する研究員の戦略的採用を推進する。
- ⑤学内共同教育研究施設等は、引き続き他大学等の研究機関との連携を図り、その成果を公表する。
- ⑥客員研究員制度、流動研究員制度を積極的に活用し、他大学、研究機関との交流を推進する。

研究支援者の配置に関する具体的方策

- ①技術職員等の職務内容実態調査で明らかになった問題点の解決など、技術職員等を研究支援者として研究組織に組み込む方策を検討・実施する。
- ②博士課程在学者を、引き続きリサーチアシスタント、ティーチングアシスタントとして活用する。
- ③学位取得者を非常勤研究員等として積極的に活用する。
- ④各研究科は、日本学術振興会等の外部資金による研究員制度に関する応募件数の増加に努める。
- ⑤各センターや研究分野に配置した博士研究員等の成果を検証し、各分野の特性に応じた研究支援者等の配置を継続して行う。
- ⑥研究協力課及び国際課を中心に、研究支援事務体制を充実する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ①学部等における研究費の傾斜配分のための研究活動の評価基準及び傾斜配分の運用状況について、検証する。

研究に必要な設備等の活用整備に関する具体的方策

- ①文献データベースについて、適正な導入及び維持について検討する。
- ②附属図書館と総合情報基盤センターは連携して、本学の所有する学術情報の電子化及びその公開を推進する。

③地域貢献，社会貢献を推進し，科学技術の共同開発機能を充実させるため，佐賀大学産学連携推進機構（仮称）を設置し，その活用を図る。

④学術情報処理センターを核に設置した総合情報基盤センターの組織整備及び国の財政措置の状況を踏まえた作業スペースの確保と施設・設備の整備を行う。

⑤学外研究センターや「地域創成型学生参画教育モデル事業」を核にして整備した学外サテライトは，学内とのインターネット・テレビ会議システム等による連携を強化し，研究推進に活用する。

⑥総合分析実験センターが研究支援組織の中核として機能するため，有効利用システムの整備を推進するとともに，研究環境の安全を点検・指導する部門を整備する。

知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策

①知的財産に関する諸施策を有効に機能させるため，知的財産管理室，科学技術共同開発センター，佐賀大学TLOを有機的に融合させた佐賀大学産学連携推進機構（仮称）を設置する。

②知的財産の創出，取得，管理及び活用を戦略的に行うため，知的財産管理室，科学技術共同開発センター，佐賀大学TLOを有機的に融合させた佐賀大学産学連携推進機構（仮称）を設置する。

③佐賀大学TLOは，研究成果の知的財産創出支援，知的財産の保有及び活用を進めるために，佐賀県地域産業支援センター等との連携強化を進める。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

①各部局等の評価組織，評価室及び大学評価委員会は，前年度に試行した研究活動に関する個人評価の検証・見直しを行い，個人評価及び部局評価の本格実施を推進する。

②新規の研究者データを入力し，データベースを充実する。

③役員会は，部局の研究活動の評価に基づいたインセンティブ付与の方法，基準等を策定し，実行に移す。

④各部局は，個々の研究者あるいは研究グループの研究活動の評価に基づいたインセンティブ付与の方法，基準等を策定する。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

①前年度に開始した全学的共同研究プロジェクトの研究成果を中間評価に基づき，継続する研究を定める。

②部局等は，研究グループ及び各研究者レベルの学内外共同研究を推進・拡充する研究環境を整え，成果を挙げる。

学部・研究科等の研究実施体制に関する特記事項

①前年度に開始した学部横断的共同研究プロジェクトの研究成果を中間評価し，それに基づいた推進方針を策定するとともに，これに続くプロジェクトの検討を始める。

②学部及び研究科において，異分野間の研究交流を推進・拡充する研究環境を醸成し，独創的研究を育むために研究会等を実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力を推進するためのシステム整備

①佐賀大学TLOにおいて，知的財産の利活用等を推進する。

②地域貢献推進室の基本方針（平成16年制定）に沿って，地域貢献連絡協議会の活性化と自治体等との地域交流協定を促進し，地域のニーズの把握と個別事業の実施方針を明確化する。

③新たに構想している佐賀大学産学連携推進機構（仮称）と広報室が連携して，地域から要望される各種の相談（技術相談・経営相談・法律相談等）を受け入れるシステムを構築し，地域に広報活動を行う。

④佐賀地域産学官連携推進協議会，地域貢献連絡協議会等で地域社会のニーズの把握に努めるとともに，広報室，佐賀大学産学連携推進機構（仮称），地域貢献推進室等から学外との対応体制や研究成果等の情報の広報活動を行う。

教育の社会連携に関する具体的方策

①大学教育委員会，学部，研究科等において，社会人受け入れ態勢の整備を進めるとともに，教育の社会連携を高めるために市民開放型科目，公開講座・市民講座等を充実する。

②附属図書館は，文化講演会などを通して活字文化や映像文化への関心と素養を高める機会を市民や学生に提供する。また，市民への情報サービスとして，情報検索講習会等を積極的に行う。

③佐賀県内公共図書館と本学附属図書館との，相互貸借に関する申し合わせを策定する。また，今後の協力関係を作り上げるための情報交換会を開催する。

④附属図書館は，地域資料を積極的に収集し，文系関係教員との積極的な連携のもとに，地域文化交流協定先や地域文化施設等との事業の充実を図る。

⑤教員養成，シンクロトロン光応用研究，有明海研究を本学のコンソーシアム形成の三本柱とし，その連携協力を推進する。

研究における社会連携に関する具体的方策

①各学部及び各研究センターは，各種学外組織との多様な連携方法により，研究領域に応じた研究を推進する。

②研究協力部門の事務組織と学内の研究者との連携・協力により，共同研究，受託研究，奨学寄附金，提案公募型資金の獲得増に努める。

③共同研究に伴う社会人客員研究員及び外国人客員研究員の受け入れを積極的に行う。

④各研究センター等において共同研究を活性化し，成果を地域に還元する。

⑤海洋エネルギー研究センターにおける研究を，エネルギー問題及び環境問題の解決に寄与するため，全国共同利用化を強力に推進する。

⑥学外の研究者が，総合分析実験センター等の分析機器及び生物資源を活用できるようにシステムの整備を進め，併せて広報活動を行う。

⑦地域貢献推進室と高等教育開発センターが連携して，「地域創成型学生参画教育モデル事業」を核とした「地域学」の創出及び地域交流協定に基づく地域社会と本学との地域連携研究を企画することにより，社会との連携を推進する。

⑧地域学歴史文化研究センターを設置し、地域（佐賀）の歴史文化に関する研究を推進し、その研究の総合化・体系化（地域学の創出）により社会との連携を目指す。

⑨地域学歴史文化研究センターを設置し、文系と理系が融合した地域（佐賀）の歴史文化に関する研究を推進し、その研究の総合化・体系化により地域学を創出する。

教育における国際連携に関する具体的方策

①英語版のホームページの整備を推進するため、広報室と留学生センターによるホームページ英語化推進支援体制を整える。

②留学生の生活実態調査報告の分析結果を基に、優秀な留学生の確保と受け入れのための学習環境・生活環境の改善を図る。

③短期留学プログラム、国際環境科学特別コース（英語特別コース）とのカリキュラム上の連携・充実を図ることにより、学部及び大学院における英語による講義の拡充策を作成する。

④留学生の生活実態調査結果を基に、留学生支援基金の整備、生活支援セクションの設置、民間との協力による留学生用宿舎の増設等について、地域との連携を深めながら全学的に推進する。

⑤留学生センターと国際貢献推進室の連携により、海外語学研修及び短期学生派遣プログラムを推進し、本学の日本人学生の海外留学を活性化するための対策を強化する。

⑥本学学生の海外派遣地域の拡大と派遣数の増加のため、協定校の活用及び留学生センターに配置したネイティブ英語教員と語学系教員の協力のもとに、外国語コミュニケーション能力を高める方策を実施する。

⑦デュアル・ディグリー・プログラムを実現させるため、学部教員の担当責任者を定め、その協力のもとに現実的なカリキュラム調整も含めて、実効性のある作業体制を作る。

⑧国際貢献推進室が中心となって、学部等担当教員との連携により国際的学术交流を推進する。

⑨国際貢献推進室を中心に、国際的な技術研修、教育研修等を企画・実施し、外国人研修生を積極的に受け入れる。

⑩留学生センターと国際貢献推進室において、帰国した留学生との連絡体制を整備し、できるところから同窓会組織を立ち上げる。

研究における国際連携に関する具体的方策

①国際共同研究、学术交流シンポジウム等を推進し、共同研究者の受け入れ及び派遣をさらに拡充する。

②国際貢献推進室において、国際交流を大学の戦略の一つに位置づけ、国際交流に関する諸制度の情報を迅速に収集するとともに、各部局等による交流事業を支援・促進する。

③若手研究者の渡航援助をはじめとする国際交流事業を支援するため、佐賀大学基金（仮称）を創設し、支援を開始する。

④外国人教員を積極的に任用するため、英語版の公募要領等を作成する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

地域医療の中核病院としての役割を明確にし、質の高い医療を提供するための具体的方策

①地域医療連携室と佐賀県医師会医療連携推進委員会が連携して、地域内の医療機関で共有できる患者情報システムを構築する。

②地域医療連携室のホームページを作成し、医師会及び地域の医療機関へ情報を発信する。

③アテンディングドクター（臨床協力医）制を導入し、地域医療機関との連携拡大を図る。

④設置した救命救急センターの機能の充実を図るとともに、佐賀県救急医療協議会と連携して、地域の救急医療の充実を図る。

⑤採択された医療人教育支援プログラム「県民医療アカデミーオブe-ジャパン」のプログラムを基に、地域包括医療支援システムを構築する。

⑥地域医療の中核病院として質の高い医療を提供するため、病院組織の見直しを行うとともに、小児科・産婦人科・精神科医療の充実を図る。

優れた医療従事者を育成するための具体的方策

①卒後臨床研修センターを中心にして、優れた医療従事者の育成に努める。

②研修医の大学離れ現象を打開する観点から、臨床研修プログラムの見直しを行う。

③第三者による臨床研修機能評価を受けるための準備に着手する。

臨床医学の発展と医療技術の向上に貢献するための具体的方策

①有明海総合研究プロジェクトにより、有明海関連の臨床研究を引き続き推進する。

②高度先進医療委員会を中心に、高度先進医療の承認件数の増加を目指す。

③遺伝子診断、再生医療及び低侵襲医療をさらに推進する。

④治験センターの整備等について、前年度に設置した臨床研究倫理審査委員会の外部委員からの意見を反映させる。

安全管理体制の確立のための具体的方策

①安全管理対策室のスタッフを増員し、安全管理体制の機能充実を図る。

②安全管理、事故防止に関する研修会を引き続き開催し、事故防止を徹底する。

③前年度に実施した医員・研修医の疲労度蓄積調査を看護師や事務職員にも実施し、調査結果の分析を基に、職員が働きやすい職場環境づくりを進める。

④電子カルテによるチェックシステムを引き続き検討し、医療事故防止に役立てる。

⑤患者個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう、前年度に策定した個人情報保護のガイドラインに基づき、電子カルテにおける個人情報を適切に管理する。

⑥関連教育病院との間で、安全管理対策の相互チェックを実施する。

⑦検査部のISO9001（品質管理及び品質保証）認証取得により、品質マネジメントを適切に行う。

横断的診療体制を整備充実するための具体的方策

- ①感染症治療専門チームの活動状況を引き続き検証し、充実を図る。
- ②褥瘡対策チームの活動状況を引き続き検証し、充実を図る。
- ③悪性腫瘍治療の化学療法外来の活動状況を引き続き検証し、充実を図る。
- ④横断的緩和ケアチームの活動状況を引き続き検証し、充実を図る。
- ⑤栄養サポートチームの活動状況を引き続き検証し、充実を図る。

病院経営の効率化を推進するための具体的方策

- ①病棟再編委員会を中心に、順次病棟再編策を実施する。今年度は、循環器疾患治療のためのハートセンターを設置する。
- ②電子クリティカルパス・管理会計システムを確立し、病院経営の効率化を推進する。
- ③高額な大型医療機器等を計画的に購入するため、医療機器等の更新計画を立てる。
- ④診療科別収支分析結果を基に、効率化を推進する。
- ⑤物品管理、医薬品管理等の徹底により、コスト削減を進めるとともに、並行して医療費の削減を進め、附属病院の経営改善を推進する。
- ⑥診療報酬改訂に対応するため、適切な財政計画のもとに医事会計システム、電子カルテシステム等の変更を行う。
- ⑦外部委託している業務とその効果について引き続き分析し、業務の効率化を図る。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ①授業実践推進専門委員会は、特定の教科等だけでなく、附属学校園の教員による学部及び大学院での授業実践の更なる拡充策について、前年度の実績と課題を踏まえて提案する。
- ②学部・大学院における附属学校園の教員による授業実践を、拡充策に基づき実施する。
- ③授業実践推進専門委員会は、学部教員が附属学校園における授業実践に直接参加することを含めて実践化の拡充策を提案し、実施に移す。
- ④附属学校園と学部において、研究テーマ「学びをひらく教育の創造」について共同研究を進める。
- ⑤教員養成改善推進委員会と附属学校園は連携して、附属学校園における教育実習の高度化を目指し、改革・改善を実施する。
- ⑥附属学校園の教育環境改善は、附属学校園・学部・大学との十分な連携のもとに要望等を総合的に取りまとめ、緊急性のあるものから速やかに実現していく。
- ⑦入園・入学選抜方法検討委員会において、各附属学校園の教育目標に応じた選抜の基本方針・方法等の具体案を検討し、提示する。
- ⑧佐賀県教育委員会と学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、現職教員のための研修（学校評価・組織マネジメント研修、10年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど）に支援・協力する。
- ⑨各附属学校園の教育実践ネットワーク推進委員会が中心となり、各種情報をホームページに掲載し、その拡充を図る。
- ⑩各附属学校園において、地域の各種教育機関との人的ネットワークを確立し、連携・協力を推進する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ①本学の経営戦略の重要な部分である知的財産の利活用を推進し、佐賀大学TLOから積極的に社会へ還元する。
- ②本学の戦略である学生中心、「教育先導大学」づくりと学生確保の方策を具体化するための戦略を策定する。
- ③毎年度の部局評価及び個人評価を活用するための指針並びに自己点検結果を大学全体の改善に反映するシステムを策定する。
- ④部局評価の実施基準を策定し、各部局の自己点検評価を実施する。さらに個人評価の試行結果から評価基準・方法を再検討し、本格評価を実施する。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ①学長のシンクタンク機能として設置した学長特別補佐により、学長が指示する事項の企画・立案を行い、機動的な運営を図る。
- ②大学運営連絡会の役割を検証し、円滑な運営のための改善を図る。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策

- ①学部の特性に応じて設置した代議員会により、効率的な運営を行う。
- ②学部運営会議等により、円滑な学部運営を行う。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ①教員と事務職員で構成した委員会及び室を組織的に運営することにより、引き続き教員組織と事務組織の連携を深める。
- ②教員と事務職員が大学運営の企画立案を行う新たな企画提案組織として、総合企画室（仮称）を設置する。

全学的視点からの学内資源配分に関する具体的方策

- ①効率的な資源配分のため、前年度の予算編成方針を基本としつつ、中期計画実行経費、大学改革推進経費、運用定員経費など、学長裁量による学内重点配分経費の効率的な配分及び健全な財政運営を図る。

学外有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ①学外の有識者・専門家、学生、市民等の意見・評価等を大学運営に反映させる仕組みの見直しを行い、改善を図る。

内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ①監事及び会計監査人と連携・協力した効率的な内部監査を実施し、業務運営の点検を定期及び随時に行う。その監査結果に基づき、実効性のある業務運営の改善を迅速に行う。

②他大学の監査に関する情報の収集・分析を行い、より効率的な監査基準等の見直し・整備を行うことにより、内部監査機能の充実を図る。

大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

①各研究センター並びに学部等において、大学間連携による研究協力を推進する。

②海洋エネルギー研究センターにおける研究を、エネルギー問題及び環境問題の解決に寄与するため、全国共同利用化を推進し、我が国の研究拠点化を目指す。

③大学間の研究協力を拡大し、成果を公表する。

④九州地区の国立大学等間における情報交換の方法として、九州地区国立大学等総務部課長会議を構成する機関のグループごとにメーリングリストによる情報交換システムを構築する。また、Webを活用して利便性を高める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

①全学的な長期計画を策定するため、教育研究評議会では中・長期教育研究検討部会で情報を収集し、大学の理念・目標、憲章を基に作成した長期計画案を提案する。

②各学部は、次期中期計画に向けた将来計画の検討を始める。

③文系総合計画検討委員会は、4つの課題（教員養成改革、国際系学部等設置、文系センター再編、文系大学院設置）について、既存の組織と連携しながら、それぞれの組織改革構想を総合的に検討し、策定する。

教育研究組織の見直しの方向性

①幅広い視野をもった専門職業人の育成のため、各研究科は、研究科共通科目の開設並びに他学部出身者の受け入れ態勢の整備を行う。

②学部・大学院を通じた新しい教員養成システムの創設を図る。

③佐賀大学地域学歴史文化研究センターを設置し、地域（佐賀）の歴史文化に関する研究を推進する体制の充実を図る。

④文系総合計画検討委員会を中心にして、4つの課題（教員養成改革、国際系学部等設置、文系センター再編、文系大学院設置）について、文系の改組の観点から、総合的な構想案を策定する。

⑤メディカルスクールの構想と可能性について、社会情勢、本学医学部の置かれている状況等を考慮しつつ、継続して検討する。

⑥大学院総合研究科設置検討委員会において、医文理が融合した新しい研究科の骨格案に基づいて改組案を策定し、設置に向けた準備を行う。

⑦文系総合計画検討委員会を中心にして、人文社会系大学院構想について、文系の改組の観点から総合的に検討する。

⑧学内共同教育研究施設、学部附属教育・研究センターの点検評価を行い、教員配置、設置時限も含めた再編・統合の基本案を策定する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

①教職員の能力・業績を給与・研究費等に適切に反映させる評価制度を構築するため、事務職員について「新たな人事評価制度」の試行を実施する。教員については、教育研究評議会人事部会に設置した教員人事評価制度検討ワーキンググループで人事評価制度を検討する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

①大学として重点的に取り組む分野に、「教員運用仮定定員に関する要項」に基づく教員の運用枠を重点的に配置し、教育研究を充実する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的措置

①教育能力、教育研究指導能力、国際貢献、地域・社会貢献を含めた総合的な基準による教員選考方法の実施状況を検証する。

②任期制を適用する範囲について検討する。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

①適任者を広く海外からも求めるために、該当する分野の公募に当たって、英語版の公募要領を作成する。

②外国人教員、女性教員が働きやすい職場環境の充実を図るため、トイレや休憩室の整備などを行う。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

①「研修制度の基本的方針」を基に、順次研修を実施するとともに、今年度から労務・研修・社会保険等業務に関してコンサルタント契約を締結する社会保険労務士の専門的助言も取り入れ、研修制度の充実を図る。

②学校法人との間で、「経営感覚」を養うための人事交流派遣研修（1～2名、1月間）を実施する。

③専門的職能機能を発揮できる組織を構築するため、事務組織全体の見直しについて、引き続き検討する。

中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

①総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減を目指し、本学の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った組織の改編等を見据えた、総合的な人員計画及び定年退職者の後任不補充を視野に入れた人員管理のルールを策定し、効率的で実効性のある人件費削減に取り組む。

なお、平成18年度は概ね1%の人件費を削減する。

②教職員の能力・業績を給与・研究費等に適切に反映させる評価制度を構築するため、事務職員について「新たな人事評価制度」の試行を実施する。教員については、教育研究評議会人事部会に設置した教員人事評価制度検討ワーキンググループで人事評価制度を検討する。

③「大学院研修実施要項」に基づき、政策・行政管理系、経営系分野の大学院研修生を決定し、平成19年度から大学院研修を実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①前年度に設置した課長補佐連絡会を中心に、事務業務の合理化・省力化について引き続き検討する。また、今年度から実施する「事務系職員提案制度」から得られた提案を基に、事務の合理化・省力化を推進する。

②私立大学等に対し、外部委託、経費節減の実施状況や入試業務、就職支援の事務体制などの調査を行い、その結果を整理・分析した上で導入策を検討する。

③大学運営の方針に沿って中期的な人事計画を策定するとともに、事務効率化により得られた人的資源を任用計画に基づき重点的に配置し、弾力的に対応できる事務体制を整備する。

④文書管理、情報共有、情報公開を適切に行うため、稼働中のグループウェアソフトの機能を検討・整理し、有効活用を図る。

⑤前年度末に導入したペーパーレス会議システムを有効活用することにより、経費の削減及び紙資源の節減を推進する。

⑥情報公開への迅速な対応及び保存期限等を踏まえた文書管理を徹底するため、簿冊のラベルの書式を統一し、文書管理の効率化・合理化を図る。

⑦創設した事務系職員提案制度により、事務系職員から事務能率の向上、経費節減等の意見を集め、業務改善に役立てる。

⑧学生支援室の各部門（高大連携推進・学生相談支援・就職支援）を中心に学生サービスに取り組み、入学から卒業・就職まで、学園生活全般の支援を充実させる。

⑨学生による履修登録、成績確認などが学内からオンラインで行えることを可能にするとともに、休講や連絡事項等の情報を学生の携帯電話へ送信することにより、学生生活をサポートする。

⑩地域社会からの意見・要望を役員会で検討し、可能などころから取り入れる。

⑪「国立大学法人佐賀大学派遣雇用及び外部委託に関する指針」を基に、大学運営の方針に沿って「派遣雇用」及び「外部委託」を順次導入する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①科学研究費補助金の申請件数の増加を図り、採択件数・採択額の増大に努める。

②提案公募型の受託研究費の応募のための情報を周知し、研究費の獲得に努める。

③寄附金の受け入れ増に努め、教員の自助努力を促す。

④科学技術振興調整費、各種G P、科学研究費補助金等の外部資金に関する情報を周知することにより、応募件数を増加させ、獲得資金の増収を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①光熱水料のほか、削減可能な他の経費についても部局毎の削減目標を設定し、削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①講義室、演習室等の利用状況の調査結果等を踏まえ、保有財産の効率的利活用のための具体策を策定する。

②保有する体育施設、講義室等の一般開放について、ホームページにおける掲載内容を充実する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①教員及び各組織の教育、研究、地域・社会貢献、国際貢献活動に関するデータベースを整備・充実する。

②教員及び各組織の教育、研究、地域・社会貢献、国際貢献活動について、評価を実施する。その評価に基づくインセンティブ付与のあり方について検討する。

③必要に応じて、各専門分野に設けられた第三者機関による外部評価を受ける。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

①教員の専門分野、研究内容、研究業績、社会的活動状況等の「教員基礎情報」を公開し、引き続きデータの充実を図る。

②大学広報を年3回発行する。また、多方面からの意見を収集し、よりよい広報誌の作成を目指す。

③各部局の入学、就職、教育研究活動、自己点検・評価、共同研究、外部資金獲得等の諸活動状況をホームページで公開し、引き続きデータの充実を図る。

④研究論文、博士論文、シンポジウム記録、特許記録等の情報をホームページで一般に公開し、引き続きデータの充実を図る。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

①ユニバーサルデザインに基づく、安全で親しみやすい環境づくりの計画（本庄キャンパス）作成に向け、バリア図の作成を行う。

②「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づく本庄キャンパスの校舎等改修は、年次計画により整備完了を目指す。

③医学部ワーキンググループで、鍋島キャンパスにおける整備計画の検討を行う。

④附属病院ワーキンググループで、附属病院再整備計画の検討を行う。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

①学内規程に基づいたスペースマネジメントを展開し、既存施設の効果的・効率的な運用を図る。

②講義室については、利用状況をホームページで公開する。

③維持管理体制を徹底させるために、経営的視点を取り入れた施設マネジメントに着手する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

①新たに環境安全衛生管理室を設置し、職員等の安全衛生管理体制の整備・充実を図るとともに、環境配慮促進法に対応する。

②施設等の立入検査を定期的実施し、安全管理対策に十分配慮したキャンパスづくりを継続して実施する。

③認証取得に必要な条件と手続きの調査を基に、ISO14001あるいは、それに代わるエコアクション21の認証取得を目指した取り組みを推進する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

①「安全の手引き」により学生等への安全教育を徹底し、教育研究上の安全確保を行う。

②学生及び教職員から継続して情報収集を行い、常に安全な施設環境の改善を図る。

③災害対策要項等の整備に伴い、部局の災害対策マニュアルと危機管理体制を整備する。

④災害対策要項等に基づいた取組の啓発活動を行うとともに、常にマニュアル等の見直しを行い、改善を図る。

安全な情報環境を整備する措置

①政府の情報セキュリティ政策会議による「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に対応したセキュリティポリシーの改定を行う。

②CIO（情報化統括責任者）の下に情報化統括室（仮称）を設置し、機動的に情報システム管理を行う体制を構築する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,059
施設整備費補助金	1,078
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	54
自己収入	15,042
授業料及入学金検定料収入	4,144
附属病院収入	10,789
財産処分収入	0
雑収入	109
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	909
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	675
計	28,817
支出	
業務費	23,091
教育研究経費	12,807
診療経費	10,284
一般管理費	2,539
施設整備費	1,132
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	909
貸付金	0
長期借入金償還金	1,146
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	28,817

「施設整備費補助金」は前年度よりの繰越額564百万円を含む。

「運営費交付金」のうち、平成18年度当初予算額10,985百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額74百万円。

[人件費の見積り]

期間中総額14,855百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減対象となる人件費総額11,720百万円)

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	26,798
業務費	25,377
教育研究経費	2,811
診療経費	6,054
受託研究費等	501
役員人件費	121
教員人件費	9,373
職員人件費	6,517
一般管理費	470
財務費用	249
雑損	0
減価償却費	702
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	26,929
運営費交付金	10,649
授業料収益	3,486
入学金収益	529
検定料収益	129
附属病院収益	10,789
受託研究等収益	501
補助金等収益	0
寄附金収益	316
財務収益	1
雑益	108
資産見返運営費交付金等戻入	106
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	39
資産見返物品受贈額戻入	276
臨時利益	0
純利益	131
目的積立金取崩益	484
総利益	615

※ 損益が一致しない理由

- ・ 債務償還経費のうち元金相当額(896百万円)を費用計上しないため費用が減少する。
- ・ 附属病院収益により建物工作物等を取得予定のため、減価償却費相当額(281百万円)の戻入処理を行わない。そのため、収益が減少する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	31,434
業務活動による支出	25,846
投資活動による支出	1,825
財務活動による支出	1,146
翌年度への繰越金	2,617
資金収入	31,434
業務活動による収入	26,936
運営費交付金による収入	10,985
授業料及入学金検定料による収入	4,144
附属病院収入	10,789
受託研究等収入	501
補助金等収入	0
寄付金収入	408
その他の収入	109
投資活動による収入	1,132
施設費による収入	1,132
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,366

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

29億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・アスベスト対策事業(校舎改修)	総額	施設整備費補助金(1,078)
・校舎耐震改修(附小)	1,132	国立大学財務・経営センター施設費交付金
・校舎改修(理工系)		(54)
・小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

○教職員の能力・業績を給与・研究費等に適切に反映させる評価制度を構築するため、事務職員について「新たな人事評価制度」の試行を実施する。教員については教育研究評議会人事部に設置した教員人事評価制度検討ワーキンググループで人事評価制度を検討する。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

○大学として重点的に取り組む分野に、「教員運用仮定定員に関する要項」に基づく教員の運用枠を重点的に配置し、教育研究を充実する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的措置

○教育能力、教育研究指導能力、国際貢献、地域・社会貢献を含めた総合的な基準による教員選考方法の実施状況を検証する。

○任期制を適用する範囲について検討する。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

○適任者を広く海外からも求めるために、該当する分野の公募に当たって、英語版の公募要領を作成する。

○外国人教員、女性教員が働きやすい職場環境の充実を図るため、トイレや休憩室の整備などを行う。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 「研修制度の基本的方針」を基に、順次研修を実施するとともに、今年度から労務・研修・社会保険等業務に関してコンサルタント契約を締結する社会保険労務士の専門的助言も取り入れ、研修制度の充実を図る。
 - 学校法人との間で、「経営感覚」を養うための人事交流派遣研修（1～2名、1月間）を実施する。
 - 専門的職能機能を発揮できる組織を構築するため、事務組織全体の見直しについて、引き続き検討する。
 - 「大学院研修実施要項」に基づき、政策・行政管理系、経営系分野の大学院研修生を決定し、平成19年度から大学院研修を実施する。
- 6) 中長期的観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
- 総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費の削減を目指し、本学の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った組織の改編等を見据えた、総合的な人員計画及び定年退職者の後任不補充を視野に入れた人員管理のルールを策定し、効率的で実効性のある人件費削減に取り組む。
- なお、平成18年度は概ね1%の人件費を削減する。

(参考1) 平成18年度の常勤職員数 1, 325人

また、任期付職員数の見込みを298人とする。

(参考2) 平成18年度の人件費総額見込み 14, 855百万円（退職手当は除く）

別表(学部の学科, 研究科の専攻等)

文化教育学部	学校教育課程	360	人 (うち教員養成に係る分野	360	人)
	国際文化課程	240	人		
	人間環境課程	240	人		
	美術・工芸課程	120	人		
	3年次編入学(共通)	40	人		
	計	1,000	人 (うち教員養成に係る分野	360	人)
経済学部	経済システム課程	560	人		
	経営・法律課程	540	人		
	計	1,100	人		
医学部	医学科	570	人 (うち医師養成に係る分野	570	人)
	看護学科	240	人		
	3年次編入学(看護学科)	20	人		
	計	830	人 (うち医師養成に係る分野	570	人)
理工学部	数理学科	120	人		
	物理科学科	160	人		
	知能情報システム学科	240	人		
	機能物質化学科	360	人		
	機械システム工学科	360	人		
	電気電子工学科	360	人		
	都市工学科	360	人		
	3年次編入学(共通)	40	人		
	計	2,000	人		
農学部	応用生物科学科	180	人		
	生物環境科学科	240	人		
	生命機能科学科	160	人		
	3年次編入学(共通)	20	人		
	計	600	人		
教育学研究科	学校教育専攻	12	人 (うち修士課程	12	人)
	教科教育専攻	66	人 (うち修士課程	66	人)
	計	78	人 (うち修士課程	78	人)
経済学研究科	金融・経済政策専攻	8	人 (うち修士課程	8	人)
	企業経営専攻	8	人 (うち修士課程	8	人)
	計	16	人 (うち修士課程	16	人)
医学系研究科	機能形態系専攻	52	人 (うち博士課程	52	人)
	生体制御系専攻	56	人 (うち博士課程	56	人)
	生態系専攻	12	人 (うち博士課程	12	人)
	計	120	人 (うち博士課程	120	人)
	医科学専攻	30	人 (うち修士課程	30	人)
	看護学専攻	32	人 (うち修士課程	32	人)
	計	62	人 (うち修士課程	62	人)

工学系研究科	機能物質化学専攻	36 人 (うち博士前期課程	36 人)
	物理学専攻	32 人 (うち博士前期課程	32 人)
	機械システム工学専攻	54 人 (うち博士前期課程	54 人)
	電気電子工学専攻	48 人 (うち博士前期課程	48 人)
	知能情報システム学専攻	20 人 (うち博士前期課程	20 人)
	数理科学専攻	28 人 (うち博士前期課程	28 人)
	都市工学専攻	54 人 (うち博士前期課程	54 人)
	循環物質工学専攻	36 人 (うち博士前期課程	36 人)
	生体機能システム制御工学専攻	64 人 (うち博士前期課程	64 人)
	計	372 人 (うち博士前期課程	372 人)
	エネルギー物質科学専攻	27 人 (うち博士後期課程	27 人)
	システム生産科学専攻	21 人 (うち博士後期課程	21 人)
	生体機能システム制御工学専攻	42 人 (うち博士後期課程	42 人)
	計	90 人 (うち博士後期課程	90 人)
農学研究科	生物生産学専攻	40 人 (うち修士課程	40 人)
	応用生物科学専攻	60 人 (うち修士課程	60 人)
	計	100 人 (うち修士課程	100 人)
文化教育学部			
附属小学校	720人		
	学級数 18		
附属中学校	480人		
	学級数 12		
附属養護学校	60人		
	学級数 9		
附属幼稚園	90人		
	学級数 3		